

ケアハウス 「明星」

～ 利用料金表 ～

(1) 管理費(①～③のいずれかの支払方法を選んで下さい)

支払い方式	一 括	分 割
① 一括	4,607,000円	
② 分割		月 23,400円
③ 併用	2,700,000円	月 9,700円

* 20年間の入居を前提としての支払いで、もし、途中で退去される場合はそれ以後の期間分を返還するものとする

(2) 生活費 月額 44,700円+冬の共用暖房費として1,930円(11月～3月)

(3) 事務費 本人からの事務費徴収額(月額) (平成27年4月から適用)

対 象 収 入 に よ る 階 層 区 分		本人からの事務費徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,100円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100
3	1,600,001～1,700,000	16,200
4	1,700,001～1,800,000	19,200
5	1,800,001～1,900,000	22,200
6	1,900,001～2,000,000	25,300
7	2,000,001～2,100,000	30,300
8	2,100,001～2,200,000	35,400
9	2,200,001～2,300,000	40,500
10	2,300,001～2,400,000	45,500
11	2,400,001～2,500,000	50,600
12	2,500,001～2,600,000	57,700
13	2,600,001～2,700,000	64,800
14	2,700,001～2,800,000	71,900
15	2,800,001～2,900,000	78,900
16	2,900,001～3,000,000	85,500
17	3,000,001円以上	85,500

- (注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 本人からの事務費徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設における事務費を超えるときは、当該施設の事務費(月額)を本人からの事務費徴収額(月額)とする。
- (注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が、150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収(月額)とする。この場合100円未満は切り捨てとする。

(4) 光熱費・・・実費

上下水道・・・1,080円(月額)

(5) 教養娯楽費

・行事参加(1回)・・・349円(行事食材費等として)

(6) 駐車場代・・・1,500円(月額)